

## 宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

### 【概要】

国民健康保険等の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、町条例に規定する市町村の事務及び国保運営協議会に関する名称の変更や、文言の修正が生じたため改正するもの。

平成 30 年 4 月 1 日

### 【改正内容】

#### 1. 目次

現 行	改 正 後
目次 第 1 章 この町が行う国民健康保険____ ____(第 1 条) 第 2 章 _____国民健康保険____運 営____協議会	目次 第 1 章 この町が行う国民健康保険の事 務(第 1 条) 第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運 営に関する協議会

#### 2. 第 1 条、2 条関係

現 行	改 正 後
(この町が行う国民健康保険____) 第 1 条 この町が行う国民健康保険____ ____ (____国民健康保険____運営____ ____協議会の委員の定数) 第 2 条 _____国民健康保険____運 営____協議会(以下「協議会」とい う。)の委員の定数は、次の各号に定め るところによる。	(この町が行う国民健康保険の事務) 第 1 条 この町が行う国民健康保険の事 務 (市町村の国民健康保険事業の運営に 関する協議会の委員の定数) 第 2 条 市町村の国民健康保険事業の運 営に関する協議会(以下「協議会」とい う。)の委員の定数は、次の各号に定め るところによる。